

京都府立高等学校英語教育研究会会則

昭和23年(1948年)10月1日 施行

平成19年(2007年)2月16日 改正

(目的)

第1条 本会は英語教育の研究、海外文化の紹介、あわせて会員相互の連絡を図り、親交を厚くすることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は京都府立高等学校英語教育研究会（略称・府高英研）と称し、英語名をThe English Teachers' Association of Kyoto Prefectural Senior High Schools (ETAK) とする。

(会員)

第3条 本会は京都府立高等学校及び京都府内の国立高等学校英語科教員を会員とする。

(事業)

第4条 本会は下記の事業を行う。

1. 英語教育に関する研究
2. 研修会（前期・後期）、講演会、講演会の開催
3. 研究会誌の発行
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会を運営するため役員会、理事会、総会、専門部会をおく。

1. 役員会及び専門部会は必要に応じて開催する。
2. 理事会は年度始めに総会に先って定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。
3. 総会は年に2回例例会（前期・後期）を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。
4. 開催通知は会長名により事前に各校長宛の公文書によるものとする。

(地域)

第6条 本会は、本府の地勢上北部・市部・南部に分け、それぞれが部会活動も含めて独自に会合をもつことができる。

(役員)

第7条 本会は下記のように役員・理事・顧問をおく。

1. 役員は会長（1名）・副会長（3名）・常務理事（2名）・会計監査（1名）・専門部会長（5名）をおく。
2. 理事（各校代表者1名）
3. 顧問は必要に応じ若干名おくことができる。

(任務)

第8条 会員・役員・理事・顧問の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は事務・事業・専門部の活動にあたり会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。
3. 常務理事は会長、副会長と共に役員会を構成し、会の企画・運営にあたる。
4. 会計は常務理事の1名が担当する。
5. 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
6. 各専門部会長は専門部会の企画・運営にあたる。
7. 理事は理事会において、本会の企画・運営に必要な事項を協議し決定すると共に、各校内の連絡を図る。

(役員選出)

第9条 役員の選出及びその方法は下記の通りとする。

1. 本会の会長は、府立高等学校長をあてるものとする。
2. 副会長は会長が委嘱し、総会の了承を得るものとする。
3. 常務理事は、各校から常務理事候補者の推薦を受け、会委嘱し、総会の了承を得るものとする。また、常務理事は各ブロックより2名選出するものとする。なお、ブロックとは山城、市南、市北、口丹、中丹、丹後の6ブロックをいう。
4. 常務理事候補者選出のため、会長は事務担当者を3名委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(専門部会)

第11条 本会は会の目的を達成するために専門部会を設ける。

1. 専門部会は「大学入試部会」・「指導法部会」・「CALL部会」・「テスト・評価部会」・「ESS部会」とする。
2. 会員は任意に専門部会に加入し、共同で研究を進める。
3. 会員は加入した部会以外の部会にも出席し、共に研究を進めることができる。
4. 各専門部会には部員の互選により数名の運営委員をおくことができる。
5. 部の新設、廃部、改称については、役員会で審議し、総会の了承を得るものとする。

(会費)

第12条 会費は下記の通りとする。

1. 会費は会員一人あた480円とし、補助金・寄付金などと共に会の運営費にあてる。
2. 特別事業に要する費用は、常務理事会の決定により会員より臨時徴収することができる。

(会計年度)

第13条 会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(会則変更)

第14条 本会の会則変更は総会において出席者の3分の2の賛成をもって決定される。